

令和2年第7回真岡市教育委員会会議録

1. 招集日時

令和2年6月19日（金） 午後2時00分

2. 場 所

真岡市公民館第3・4会議室

3. 出席委員の氏名

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 教育委員会教育長 | 田 上 富 男 |
| (2) 教育委員会委員（職務代理者） | 樋 口 貴 則 |
| (3) 教育委員会委員 | 深 谷 博 子 |
| (4) 教育委員会委員 | 杉 村 廣 子 |
| (5) 教育委員会委員 | 大 島 克 弘 |

4. 委員及び傍聴人を除くほか議場に参加した者の氏名

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 教育次長 | 石 崎 慎太郎 |
| (2) 学校教育課長 | 細 谷 亘 |
| (3) 生涯学習課長 | 青 柳 正 子 |
| (4) 文化課長 | 中 里 好 樹 |
| (5) 学校教育課総務係長 | 青 山 泰 也 |
| (6) 学校教育課情報教育推進係長 | 野 澤 裕 二 |

5. 会議録の作成に当たった者

学校教育課総務係 主事 吉 田 一 生

6. 令和2年第7回真岡市教育委員会会議録署名委員として指名を受けた委員

深 谷 博 子 委員
杉 村 廣 子 委員

7. 開会時間 午後2時00分

8. 前回（令和2年第6回教育委員会）会議録の承認

青山学校教育課総務係長が、会議録案を事前に送付した旨を説明し、審議の結果、原案のとおり承認された。

9. 教育長等の事務報告

石崎教育次長が、真岡市教育委員会教育長等の事務報告を行った。

10. 議 案

議案第31号「令和2年度真岡市一般会計補正予算について」

細谷学校教育課長から、GIGAスクール構想の実現及び新型コロナウイルス感染症対策のためのサーマルカメラの導入について、その費用を補正予算として上程するものであることを説明。

GIGAスクールについては、昨年12月にGIGAスクール構想が閣議決定され、令和5年度までにタブレットを一人一台整備する計画に基づき、当初は2,251台分の予算を計上していたところだが、端末整備のスケジュールが前倒しとなり、5,576台整備することとなった。また、サーマルカメラは新型コロナウイルス感染症対策として、市内全小中学校に設置することを説明。

併せて細谷学校教育課長から、上記2点について、本来は前回の教育委員会で議題にあげる必要があったが、事後承認となったことについて謝罪した。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、消毒液などの保健衛生物品を調達することを説明し、審議となった。

樋口委員から、事後承認とならないよう、今後気を付けて欲しい旨意見が出された。

また、同委員から、タブレットの配布は、いつまでに計画しているのかとの質問があり、野澤情報教育推進係長より、整備は競争入札になると考えられるが、現在市町が一斉に整備計画をたてているため、調達できるか不安だが、年度末までには整備する予定である旨説明。

同委員から、オンライン授業など、活用方法は考えているのかとの質問があり、野澤情報教育推進係長より、一人一台整備できるとなれば、多様なICT教育推進に活用していく予定である旨説明。

大島委員から、サーマルカメラの設置は各校一台とのことだが、全員の体温が計れる場所に設置するのかとの質問があり、細谷学校教育課長より、学校の昇降口付近に設置することで、全員が通れるようにすることを説明。

杉村委員から、サーマルカメラは既に導入されているのかとの質問があり、細谷学校教育課長より、議会で予算が承認されたため、購入の手続きをとっている。購入業者が決まれば、今月中に各小中学校に導入することを説明。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第32号「真岡市立小・中学校管理規則の一部改正について」

細谷学校教育課長から、真岡市立小・中学校管理規則について、今年度の夏季休業期間が変更となるため規則を一部改正する旨を説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第33号「コロナに負けるな！もおか学生応援奨学金奨学生の決定について」

青山総務係長から、当該奨学金は新型コロナウイルス感染症の影響により、学業継続のため経済支援が必要となった学生に対し、学資を貸与することを目的としている旨説明。

本件の募集要項などは前回の教育委員会に説明したとおりで、奨学生は教育委員会で決定されるため、本日までであった申込みについて、申請者の世帯状況・認定所得などを説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第34号「真岡市少年指導員の委嘱について」

青柳生涯学習課長から、真岡市少年指導センター設置条例施行規則第5条の規定により、真岡市少年指導員を委嘱するものであることを説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第35号「真岡市少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」

青柳生涯学習課長から、真岡市少年指導センター運営協議会に関する規則第3条の規定により、真岡市少年指導センター運営協議会委員を委嘱するものであることを説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第36号「真岡市民会館運営審議会委員の委嘱について」

中里文化課長から、真岡市民会館条例第13条の規定により、真岡市民会館運営審議会委員を委嘱するものであることを説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。